

議案審査における課題・論点を抽出し整理する方法及び質疑のあり方について

「議会日程の最適化（令和5年12月20日答申）」を見直し、本規程に包含する。

1 議案の課題・論点を抽出する方法

- (1) 議員による議案等の精読
- (2) 会派による議案の課題・論点抽出会議の開催
- (3) 常任委員会の正副委員長と担当事務局職員による議案の課題・論点抽出会議の開催
- (4) 総務、社会文教、産業建設の各常任委員会による議案の課題・論点を抽出する委員会協議会勉強会の開催
- (5) 政策会議による議案の課題・論点抽出会議の開催
- (6) 政策会議において、財政的視点、人口減少と少子高齢化の影響の視点など長期的視野に立った視点からの課題・論点を抽出
- (7) 監査報告及び監査委員会からの指摘

2 議案に対する補足説明資料

執行機関側から議会に対し提出される、議案に対する補足説明資料の提出期限は、告示議運までを基本とする。

3 質疑のあり方

(1) 質疑の場

質疑の場は、定例会本会議、総務、社会文教、産業建設の各委員会における委員会、予算決算委員会全体会、予算決算委員会分科会とする。

(2) 質疑の内容

定例会本会議と予算決算委員会全体会における質疑の内容は、事前に政策会議に報告することを基本とする。

より効果的で深い議論とするために、質疑内容や質疑の場の調整を政策会議で行うことができるものとする。

(3) 議員間自由討議

「議員相互間の自由な討議」の実現（〇月〇日議運決定）による。

4 議会日程

(1) 一般質問、委員会代表質問、会派代表質問の日程

一般質問、委員会代表質問、会派代表質問の受付は告示議運の翌日とし、その翌日を締切とする。

(2) 議案に向き合い課題・論点を抽出・整理するための議会日程

ア 告示日の午後に政策会議を開催し、議案に対する執行機関の説明を受ける。

イ 告示日の午後に開催する政策会議終了後から定例会開会日前日までの間は、特に

議案と向き合う期間とし、議員による議案の精読、会派による議案の課題・論点抽出会議、各常任委員会の正副委員長と担当事務局職員による議案の課題・論点抽出会議を開催する。

ウ 定例会開会日に、総務、社会文教、産業建設の各常任委員会による議案の課題・論点を抽出する委員会協議会勉強会を開催する。

エ 定例会開会日の2日後（市の休日を除く）に政策会議を開催し、議案の課題・論点抽出について、会派及び委員会での検討状況を確認するとともに、必要に応じて予算決算委員会全体会及び本会議において質疑する内容を確認する。

オ 議案質疑及び議案の付託は、一般質問の終了時とする。

カ 開会日から一般質問までの間を6日間確保することを基本とする。

(3) その他

ア 定例会開会前の全員協議会は、定例会開会日の前日を基本とする。

イ 議会日程参考例を別添で示す。

ウ 各年度の議会日程は、執行機関側と調整した後、議会運営委員会で決定する。

5 その他

政策会議に議選監査委員を招聘し、議案の課題・論点を抽出する。